

質問第三号

一世一元の制に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和四十九年十二月十六日

源 田 実

参議院議長 河野 謙 三殿

一世一元の制に関する質問主意書

旧皇室典範第十二条に「践祚ノ後元号ヲ建テ一世ノ間ニ再ヒ改メサルコト明治元年ノ定制ニ從フ」とある如く、天皇御一代に一つの元号を用いるという一世一元制が明治天皇の御意志により定められてより今日まで、明治・大正・昭和と三代の元号が用いられてきた。

ところが、戦後、前記皇室典範は廃せられ、新典範では、第十二条の項目は全くないものの、昭和の元号は、慣習的に国家、公共機関は勿論、広く一般に民間でも用いられている。

しかし、将来、改元を必要とする事態が生じたとき、その法的根拠が確立していない限り、この問題は混乱を生じ、国民生活統合の上にも大きな影響があるものと考えられる。

よつて、左の点につき、政府の見解を承りたい。

一、政府は、元号の存続、改変に関する法的根拠の必要性についてどのように考えているか。

二、その法的根拠確立のために、どのような具体的案をもっているか。例えば、次期通常国会に政府提案として、関係法案を提出する考えはないか。